

鹿追町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和3年11月30日

鹿追町監査委員 野村 英雄

鹿追町監査委員 埴 渕 賢 治

鹿 監 号
令和3年11月30日

鹿追町長 喜 井 知 己 様
鹿追町議会議長 吉 田 稔 様

鹿追町監査委員 野 村 英 雄
鹿追町監査委員 埴 渕 賢 治

令和3年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第14条の規定により、その結果を次のとおり提出します。

令和3年度 定期監査実施結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

特定健康診査について

※特定健康診査：高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施し、糖尿病、その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査（以下「特定健診」という）

(2) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

(3) 監査の対象部署

保健福祉課

(4) 対象年度

令和3年度

(5) 監査期間

令和3年11月8日～11月30日

(6) 監査の方法及び主眼

監査は、対象課から資料及び説明を求め、事業の内容を確認し、事務の執行及び事業に係る管理について合规性、経済性、効率性、有効性の視点から実施した。

2 監査の結果及び意見

特定健診の目的は、生活習慣病の予防及び早期治療ができ、健康維持及び医療費抑制につなげていくものである。

また、特定健診未受診者対策業務は受診勧奨、保健師・管理栄養士による保健指導等を行うことにより受診率向上及び受診者の継続受診により町民の健康増進を図ることを目的としている。

本監査において、特定健診の契約及び受診状況を調査した。

なお、令和3年度の11月1日現在受診状況は、対象者数959名、受診者数259名、未受診者数700名、受診率27.0%であるが、年度途中であり正確な年代別受診率等のデータは法定報告後に出力となるため、現時点では状況が把握できない。このことから、令和元年度及び令和2年度の状況を分析した。

(1) 特定健診契約 (特定健診 40歳～74歳)

受託者 年度	みやざわ循環器 内科クリニック	鹿追町国民健康 保険病院	北斗病院	帯広厚生病院
令和2年度	5,816円	5,816円	7,150円	5,720円
令和3年度	5,816円	5,816円	7,150円	7,150円

特定健診委託にかかる1人当たりの健診料は上記のとおりである。

帯広厚生病院での特定健診委託料1人当たり金額が令和2年度5,720円から令和3年度7,150円と大幅に引き上げとなった。その要因としては、令和2年度コロナ禍による受診体制が整わなかったこともあり、経費が嵩んだことが考えられる。十勝管内の他の町村との委託契約においても増額されており、やむを得ないと考える。

また、町は受診者(40歳～74歳)の自己負担額について令和2年度1,600円から令和3年度2,000円に引き上げた。

その理由については、前述の委託料の引き上げにより町負担額が大幅に増加するため、受診者に若干の負担増を求めたものである。

健診料の改定にあつては、自己負担額の増が受診控えの要因とならないよう、住民に丁寧な説明を行い、一層の理解を求めるよう努めていただきたい。

(2) 未受診者対策業務委託契約

受託者 年度	(株)ウェルクル
令和2年度	3,410,000円
令和3年度	3,410,000円

特定健診未受診者に対し町が実施する「集団健診」「個別健診」の受診勧奨事業として、未受診者対策業務を1社随意契約にて、株式会社ウェルクルと委託契約している。

1社選定の理由は、この会社のみが健診データ分析ソフト「マルチマーカー」を使用しており、健康課題・健診結果について把握がしやすく、保健指導業務が取り組みやすいとのことである。

受診勧奨により1人でも多くの住民が受診することを期待するものである。

(3) 特定健診受診率表

性別	年代	令和元年度				令和2年度			
		対象者	受診者	未受診者	受診率	対象者	受診者	未受診者	受診率
男性	40代	81	33	48	40.7%	77	22	55	28.6%
	50代	92	37	55	40.2%	87	42	45	48.3%
	60代	188	86	102	45.7%	167	67	100	40.1%
	70代	121	59	62	48.8%	132	61	71	46.2%
	計	482	215	267	44.6%	463	192	271	41.5%
女性	40代	69	28	41	40.6%	73	27	46	37.0%
	50代	105	42	63	40.0%	94	42	52	44.7%
	60代	217	98	119	45.2%	196	88	108	44.9%
	70代	141	78	63	55.3%	148	64	84	43.2%
	計	532	246	286	46.2%	511	221	290	43.2%
合計	1,014	461	553	45.5%	974	413	561	42.4%	

ア 40代の受診率が低い傾向にある。受診を勧める働きが必要である。

イ 全体的に女性の受診率が高い傾向である。

ウ 70代では、令和元年度の受診率が男性で48.8%、女性で55.3%であるが、令和2年度は男女ともに50%に届いていない。

高齢者は新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いため、受診控えがあったものとする。

全体的に受診率が前年度より低下しているのも、コロナ禍による受診控えが関係していることもあるが、令和2年度は緊急事態宣言期間中の健診が全て中止となったことも大きく影響しているとする。

エ 受診率が低下傾向にあるが、コロナ禍においても受診は重要であることを周知し、感染対策を徹底して対象者に安心して受けられる環境づくりに力を入れていくことを望む。

(4) 予算執行状況

令和3年度の契約状況においては、適正かつ計画的に執行されていることを認める。

令和2年度決算において未受診者対策事業委託料の支払いが年度をまたぐ支出となる事例が発生した。

この財源は道補助金事業であり、補助金は道に返還し、事業者の未払い委託料分341万円及び支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき、遅延利息の率を定める割合(大蔵省告示第991号)で計算した額1万3千円、合計342

万3千円を町の自主財源での負担となり、令和3年度国民健康保険特別会計基金繰入金を補正し支払うこととなった。

今年度はこのようなことがないよう細心の注意を払い、各課で事務内容を共有し、再発防止に努めてほしい。

3 総括

高齢化社会により住み慣れた環境の中で暮らすための生活環境整備が必要となってくる。

平均寿命の伸びにより人生の過程が変化し、健康な高齢者が増えてきており、今まで培ってきた技術と経験において積極的に社会参加することにより、活力あるまちづくりに重要な役割を担ってきている。

しかし、75才以上の後期高齢者は増加しており、介護等が必要となった場合、本人はもとより家族にも大きな負担となるため、健康維持に努めなければならない。

高齢者が心身ともに健康を保ち、生きがいに満ちた生活を送るには、壮年期からの健康づくりが何よりも大切である。

老後も健康で生きがいのある生活を送ることができる施策として必要な事業であり、今後も受診者増加のため努力を望むものである。